

報告第15号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年11月30日

西脇市長 片 山 象 三

## 1 西脇市専決第6号

事故発生日時	平成29年10月22日～23日 時間不明
事故発生場所	西脇市板波町 155番地
相手方	市外男性
原因・状況等	衆議院議員総選挙及び西脇市議会議員選挙のため設置していたポスター掲示板が暴風により飛ばされ、相手方車両に当たり、損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方車両修理費 98,000円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年11月13日

## 2 西脇市専決第7号

事故発生日時	平成29年10月22日 午後10時00分頃
事故発生場所	西脇市郷瀬町 223番地
相手方	市内男性
原因・状況等	市道郷瀬8号線と市道郷瀬西田2号線の交差点において、道路附属物であるカーブミラーのミラー部が経年劣化していたところ、暴風により飛ばされ、相手方車両に当たり、損傷を与えた。
損害賠償の額	相手方車両修理費 78,840円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成29年11月15日